

奴隸と法と裁判 Slavery and Law and Courts

(This article was published in a small periodical called "The Windows of Author's Study(書斎の窓)" which introduces the authors' view on their planned books. Because the pages given to me by the publisher was limited, this article focuses only on the issues which I think most important and interesting. Footnotes are also limited to a minimum. The full version of the book is coming soon.)

Professor Emeritus, Tokyo University

Yoshihisa Nomi

東京大学名誉教授

能見善久

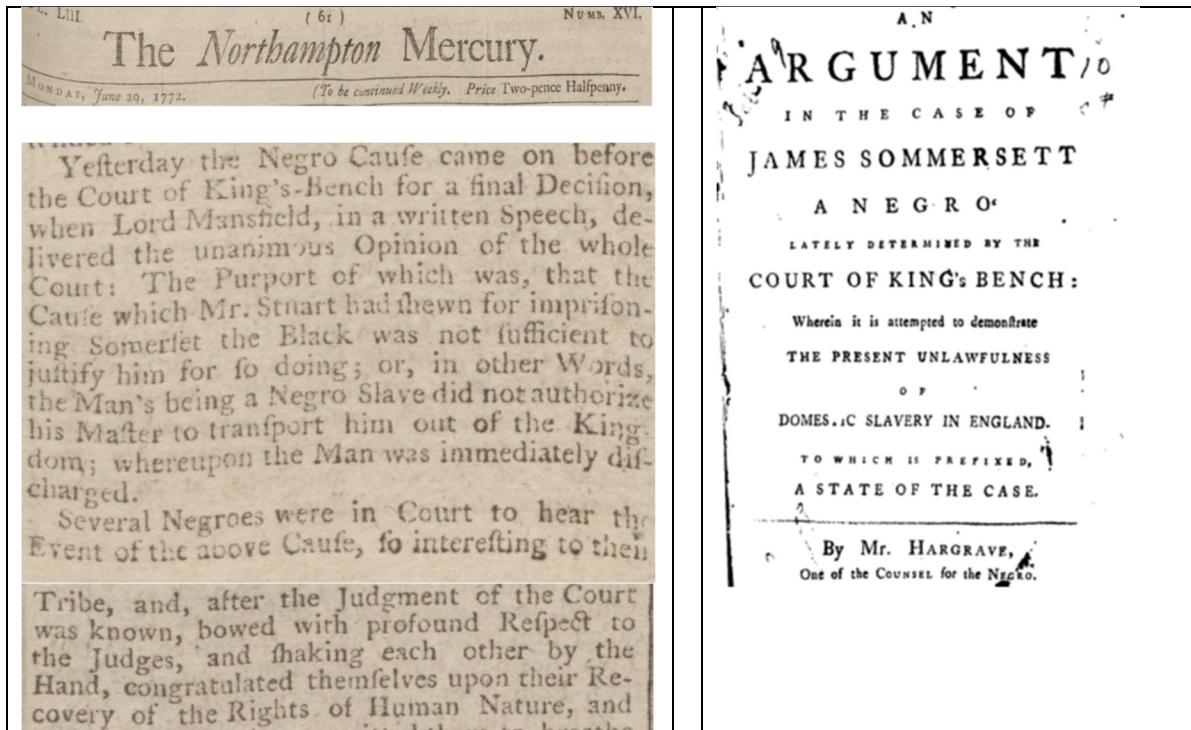
Part 1 What lawyers thought about slavery

1 What is history for us living today

The slavery of the ancient Greek and Roman era can be discussed calmly as historical facts without mixing any emotional feelings. But when it comes to the slavery in the modern times, as in the US and other European colonies, it is difficult to face the problem without some feeling of blaming or remorse. But the purpose of my article is not to blame somebody or to discuss responsibility of those who were involved in promoting slavery. Rather trying to understand what made it possible for those, especially lawyers, who on one hand hailed the value of liberty and equality, on the other hand supported actively or passively the system of slavery in our modern world. Being an academic lawyer myself, I cannot but keep thinking why the prominent lawyers educated and trained to think rationally understanding the value of freedom and equality were not able to deny or some even justified the horrible system of slavery. My quest for understanding how law and legal thinking faced the problem of slavery needs to go back into the history, but the first stop is the 18th century England where the law court for the first time abandoned to justify slavery.

2 Slavery and the British Society

3 Sommerset Case in 1772



(Final Judgement on 22 June 1772)

4 Aftermath

第1回 法律家は「奴隸」問題にどのように関わってきたのか How lawyers faced slavery problem

一 歴史に向き合う What is history for us living today

古代のギリシャ・ローマの奴隸制度に対しては、我々は歴史的な事実として冷静に向き合うことができるが、自由・平等が価値として唱えられるようになった近代以降において、それも近代法の新しい装いのもとで強化されたアメリカの奴隸制度となると、たとえ、それが南北戦争後に正式に廃止されたとしても、単に過去のものとして片づけることはできない。特に、法を学ぶ者からすると、近代の合理的な法的思考能力を備えた法律家がどのようにして奴隸制度を正当化できたのか、知りたいと思うとともに、自分が学び携わっている法学は大丈夫なのか、という不安を感じずにはいられない。かくして始まった私の研究は、まずは、近代法の確立期である18世紀に向かうことになった¹。

二 イギリスの関わり Slavery and the British Society

ローマ法が奴隸をどう法的に正当化していたかについては、いずれ扱うが、中世以降はローマ法的な装いを伴わない権力的支配関係のもとで発生した農奴がヨーロッパの各地にあったが、それもやがて廃れたものの、17世紀には、カリブ海の諸島、北アメリカ、南アメリカにプランテーション農業や鉱山労働（南アメリカ）に従事させるために、アフリカから連れてきた黒人を奴隸として使うことが盛んになっていた、18世紀には奴隸取引はピークに達した。統計によれば²、1790年には、アメリカで約317万人の白人に対して、約69万人の黒人奴隸、1830年には約1050万人の白人に対して約200万人の黒人奴隸、1860年には約2700万人の白人、約390万人の黒人奴隸がいたとされる。

イギリス（スコットランドも含む）にも、家事労働に従事する奴隸がかなりいた。後述するサマーセット事件の相手方代理人ダニングによれば、当時のイングランドで約14000人の黒人奴隸がいたとされる。法的に奴隸がどう扱われるのかは不明確であった。奴隸に関する制定法はなく、判例も明確ではなかった。非キリスト教徒の奴隸は動産と同じで、他人にそれを奪われた所有者は動産侵害訴訟(trouver)を提起できるとする判決がある一方(Butts 対 Penny 事件、1677年)、逆に、イングランドでは奴隸を物扱いすることはできないとして否定した判決もあった(Smith 対 Gould 事件、1706年)。かなりの上流階級の人がイギリスの奴隸取引による利益に関与していたこともあり、裁判所の立場も揺れていた。

三 サマーセット事件 (1772年) Somerset Case in 1772

それでも、18世紀中ごろから、イングランドにおいてはクエーカー教徒やグラントヴィル・シャープなどの社会運動家などが奴隸解放運動に関与し³、徐々に注目され始めていた。その中で起きたのがサマーセット事件(Somerset 対 Stewart 事件、1772年)である。アメリカから主人(Stewart)によってロンドンに連れてこられた黒人

¹拙稿「人の権利能力——平等と差別の法的構造・序説」平井先生古希記念論集所収69頁以下（有斐閣、2007年）で試みたが、多くの資料漏れや間違があるので、本稿で補充・訂正したい。

²1790年から1860年の人口統計については、Compendium of the Ninth Census, (1870)参照。

³Granville Sharpの活動については、Charles Stuart, A memoir of Granville Sharp, (1836)。また、各種記録については、Andrew Lyall, Granville Sharp's Cases on Slavery, (2017)が詳しい。

奴隸のサマーセットは、いったんは逃げ出したが、捕まり、テムズ川に停泊中の船の中に閉じ込められていた。これを知った奴隸解放運動活動家たちは、彼を解放するために、裁判所に人身保護命令(habeas corpus)の発給を求めたのである。担当する王座部の首席裁判官はマンスフィールド卿であった。彼は、裁判所制度などを近代化しようとしていた開明的な裁判官であった。サマーセットのために代弁したのが、老練なデイヴィのほか、新進気鋭の弁護士フランシス・ハーグレイブ(Hargrave)とアレン(Allen)であった。裁判のことを報じたロンドンのモーニング・クロニクル紙は次のように書いている。「2人の若い弁護士は、黒人のために知的で説得力ある弁論をし、その場でそれを聞いた者は大いに満足した。」。社会的注目度が高かったことがわかる。

ハーグレイブは、この裁判の争点が「植民地において奴隸制度が許されるか否かではなく、イングランドにおいて許されるかどうかの問題」だととらえた。そして、次のように論じた⁴。第1に、かつてイングランドに存在していた農奴はすでに廃止され、コモンローとしては現在は奴隸制度を認めていないところに、「新しい奴隸制度」を再び持ち込みことが許されるのか。「今日における人間性の考え方のもとで、・・・永久的な隸属をこのイングランドに持ち込むことは支持されるのか。人を所有権の対象とするという考えは、・・・隸属から生じるあらゆる害悪を復活させないだろうか。いや、我が国の法律および基本原理の優れた考え方と精神は、奴隸制度を禁じるのである。その存在を許容しないのである。」。第2に、これまで奴隸の正当化として戦争（捕虜が殺される代わりに奴隸となる）と契約（自分で隸属性の地位を約束する）が挙げられてきたが、モンテスキュー、ラザフォード、ロックらは、これを否定する。法理論的にも、このような契約には「約因」がないから否定される。第3に、先例では、奴隸を動産とみる判決もあったが、その後の判例で否定されており、いまだ裁判所はコモンローで奴隸が許されるか否か明確には判示していないが、農奴がなくなった現在、再び奴隸制度を復活させることを阻止しようとする流れがある。

2ヶ月後に出されたマンスフィールド卿の判決(22 June 1772)は、慎重であった。まず、本件が奴隸制度一般ではなく、自由の拘束から解放するかどうかの人身保護命令の問題であると限定しつつ、裁判官の先輩である Talbot と Hardwicke (2人とも後に大法官) の2人が 1729 年に書いた意見書（奴隸制度はイングランドでも有効であるとする内容）にも言及しつつ、しかし、奴隸制度はイングランドにおいてはコモンロー上は認められず、法律で認められた場合にのみ許容されるという結論を採用し、拘束されている黒人の解放を命じた。



マンスフィールド裁判官



ハーグレイブ弁護士



ブラックストン

この判決の背後には、もう1人の重要人物がいる。イギリス法の *Commentaries of the Law of England* 全4巻

⁴ Hargrave, *An Argument in the case of James Somersett, a Negro*. 2nd ed. (1775) として市販もされた。

をこの裁判の直前の 1765 年に出版したブラックストンである。これはオックスフォード大学の講義をまとめたものだが、法律書としては、最も明快に、そして、おそらく初めて、自由を拘束する奴隸制度が許されないことを書いたものである（第 1 卷）。判決の当時、ブラックストンがマンスフィールド（主席裁判官）の部下の裁判官だということもあり、判決ではその著書は引用されていないが、影響があったことは否定できないであろう。この判決とブラックストンの本は、海を隔てたアメリカに伝わった。しかし、アメリカではこの後、イギリスから独立しようとするモーメントと、奴隸制度に関しては否定的な北部と絶対厳守の南部の対立の中で、奴隸をめぐる議論は錯綜していく。これについては次回以降において取り上げたい。

四 その後 Aftermath

奴隸解放への 1 筋の光が見えてきた。マンスフィールド卿の判決は、奴隸の自由拘束は違法だとしたが、奴隸が違法だとしたわけではなく、イングランドにおいてもそのまま奴隸の使用は存続した。イギリスの法律が根本的に変わるのは、1807 年の奴隸取引の禁止法⁵、1833 年の奴隸禁止法まで待たなければならない。

⁵ 奴隸取引禁止法成立までの道のりと推進者 Wilberforce については、イギリスの映画 *Amazing Grace* (2006 年) に描かれている。彼は、1764-1832 の間、イギリスの貴族院（最高裁判所）の裁判官であった Wilberforce の高祖父である。